

政策的随意契約による役務の提供について（契約後公告）

北陸新幹線福井・敦賀開業PRグッズ調達業務について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月13日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約した内容

- （1）契約名称 シール（PRイベント配布用）製作業務
- （2）業務内容 シール（イベント配布用）製作
- （3）履行期間 令和4年12月13日から令和5年2月28日まで
- （4）担当部署および履行箇所

福井県交流文化部新幹線開業課（福井市宝永2丁目4-10）

電話 0776-20-0546

- （5）契約金額 金440,000円

2 契約の相手方

福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター内
社会福祉法人 福井県セルフ 理事長 大舘 嘉昭

3 契約年月日

令和4年12月13日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

5 担当部署

住 所：福井市宝永2丁目4-10
所 属：福井県交流文化部新幹線開業課
連絡先：0776-20-0546